

【建築物の用途制限(一覧表)】

○：建てられる用途 ×：建築基準法により建てられない用途 ××：地区計画により立てられない用途

		A地区		B地区		C地区		D地区		
		建築基準法	地区計画	建築基準法	地区計画	建築基準法	地区計画	建築基準法	地区計画	
住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の1/2以下のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	
店舗等	店舗の床面積が1,500㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	
	店舗の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	○	××	○	○	○	○	○	××	
	店舗の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの	×	×	○	○	○	○	○	××	
	店舗の床面積が10,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	○	××	○	××	
事務所等	事務所等の床面積が1,500㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	○	××	○	○	○	○	○	××	
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの	×	×	○	○	○	○	○	××	
ホテル、旅館		▲	××	○	○	○	××	○	××	▲3,000㎡以下
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 等	▲	××	○	○	○	○	○	××	▲3,000㎡以下
	カラオケボックス 等	×	×	▲	▲	○	○	○	××	▲10,000㎡以下
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場 等	×	×	▲	××	○	○	○	××	▲10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場 等	×	×	×	×	○	○	○	××	
	キャバレー、個室付浴場 等	×	×	×	×	▲	××	▲	××	▲個室付き浴場等を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、図書館 等	○	○	○	○	○	××	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校 等	○	○	○	○	○	××	○	○	
	巡査派出所、公衆電話所 等	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会 等	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院	○	○	○	○	○	××	○	○	
	診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	
	公衆浴場	○	××	○	○	○	○	○	××	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム、保育所 等	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設 等	○	○	○	○	○	○	○	○	
	自動車教習所	▲	××	○	××	○	××	○	××	▲3,000㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫（附属車庫を除く）	▲	▲	▲	▲	○	○	○	▲	▲300㎡以下、2階以下
	建築物附属自動車車庫	▲	▲	▲	▲	○	○	○	▲	▲延べ床面積の1/2以下かつ2階以下
	倉庫業倉庫	×	×	×	×	○	○	○	××	
	畜舎（15㎡を超えるもの）	▲	××	○	××	○	××	○	××	▲3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車屋等で作業場の床面積が50㎡以下	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限有
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	▲	××	▲	▲	○	○	○	××	原動機・作業内容の制限あり ▲作業場の床面積50㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×	×	×	×	○	○	○	××	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×	×	×	×	○	○	○	××	
	危険性が大きいまたは著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×	×	×	×	×	×	
	自動車修理工場	▲	××	▲	▲	○	○	○	××	▲作業場の床面積50㎡以下 原動機の制限有
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	▲	▲※	○	○	○	○	○	▲※	▲3,000㎡以下 ▲※地区計画で1,500㎡以下
	量が少ない施設	×	×	×	×	○	○	○	××	
	量がやや多い施設	×	×	×	×	○	○	○	××	
	量が多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	

※本表は、建築物等の用途制限の概要であり、すべての制限について記載したものではありません。